

日廃振セ発第 148 号

平成 29 年 11 月 17 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

各正会員 会長・理事長 殿

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘一郎



平成 29 年度環境省事業「特別管理産業廃棄物多量排出事業者等を対象にした電子マニフェスト導入説明会」の開催について（お知らせ）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、日頃から格別のご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、当センターでは、環境省より「平成 29 年度 I T を活用した循環型地域づくり基盤整備事業」を受託し、電子マニフェストの普及啓発を目的に「特別管理産業廃棄物多量排出事業者等を対象にした電子マニフェスト導入説明会」を別紙のとおり開催することとなりましたので、お知らせいたします。

【同封書類】

- ・特別管理産業廃棄物多量排出事業者等を対象にした電子マニフェスト導入説明会（チラシ）

【問合せ先】

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター業務推進部 新井・佐々木（基）
東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 7 F
TEL : 03-5275-7113 FAX : 03-5275-7112



特別管理産業廃棄物 多量排出事業者等を対象にした 電子マニフェスト導入説明会

廃棄物管理の効率化とコンプライアンスの徹底を!!

平成29年6月の廃棄物処理法改正により、今後、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に電子マニフェストの使用が義務化されることとなりました。

このたび、電子マニフェスト使用の義務化の対象となることが想定される特別管理産業廃棄物の多量排出事業者等を対象とする、電子マニフェスト導入説明会を開催いたします。

電子マニフェストはどのようなものか知りたい、これから電子マニフェストを導入したい、とお考えの事業者様はお誘い合わせの上、奮ってご参加ください。

【説明会内容】

参加費 無料

- (1) 改正廃棄物処理法の概要（環境省）（15分）
- (2) 電子マニフェストの仕組みと運用（JWセンター）（105分）
ビデオやスライドを利用し、電子マニフェストの概要、電子マニフェストシステムの操作をご説明します。

【開催日程・会場】

No	都道府県	開催日	時間	会場名
1	岐阜県	平成29年12月22日（金）	14:00～16:00	ワークプラザ岐阜 大ホール (岐阜市鶴舞町2-6-7 5F)
2	兵庫県	平成30年1月12日（金）	14:00～16:00	TKP神戸三宮カンファレンスセンター ホール5A (神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館5F)
3	長野県	平成30年1月17日（水）	14:00～16:00	JA長野県ビル 12B会議室 (長野市大字南長野北石堂町1177番地3 12F)
4	岡山県	平成30年1月25日（木）	14:00～16:00	TKP岡山会議室 (岡山市北区磨屋町1-6 岡山磨屋町ビル2F)
5	宮城県	平成30年2月1日（木）	14:00～16:00	TKPガーデンシティPREMIUM仙台東口 ホール10B (仙台市宮城野区榴岡3-4-1 アゼリアヒルズ10F)
6	熊本県	平成30年2月14日（水）	14:00～16:00	TKPガーデンシティ熊本 (熊本市中央区下通1-7-18 ホテルサンルート熊本 3F)
7	栃木県	平成30年2月22日（木）	14:00～16:00	栃木県総合文化センター (宇都宮市本町1-8 3F)

【申込み方法】

JWセンターホームページからお申込みいただけます。

JWNET or 電子マニフェスト

検索

JWNET ホーム > バナー

未加入者
向け

電子マニフェスト
導入説明会



よりお申込できます。

なお、定員に達し次第締め切りとなりますので、お早めにお申込みください。